

【主な用語の解説】

◎一般財源

市の収入のうち使い道が限定されず、どのような経費にも使用することができるお金。具体的には、市税、地方譲与税、地方交付税、繰越金、臨時財政対策債などがあります。

○市税

市民の方から納めていただく市民税や固定資産税、会社の法人市民税など。

○地方交付税

所得税や酒税などの国税を原資に、市の財政需要に応じて、一定の基準により国から交付されるお金。交付税には、地方公共団体が標準的な行政運営を行うために財源を保障するために交付される「普通交付税」と特殊な事情によって生じた経費を補うための「特別交付税」があります。

○臨時財政対策債

地方交付税の原資である国税に不足が生じることから、その不足するお金の一部をいったん市が借金してまかなうお金。この借金の返済に係る経費は、後年度にその全額を国が地方交付税で措置します。

○地方譲与税

本来、市税として徴収すべき税をいったん国が徴収し、市に譲与するお金。

○基金繰入金

市の収入を補うために、市の貯蓄にあたる基金を取り崩して充てるお金。

◎市債

国や市中銀行などから借り入れるお金。一般的な建設事業（道路や学校など、公共施設整備）に充てるために借り入れる普通債のほか、臨時財政対策債などがあります。

◎投資的経費

その支出の効果が資本の形成に向けられる経費。具体的には、道路、学校などの公共施設の建設等、将来的に残るものに支出される経費。（「普通建設事業」という用語も、ほぼ同じ意味で使われます。）

◎経常的経費

毎年度、経常的に支出される経費で、その支出内容を性質別に分類すると、人件費、扶助費、公債費、維持補修費、補助費などがあります。その中でも支出が義務付けられ任意に削減できない経費である人件費、扶助費、公債費を義務的経費といいます。

○人件費

職員の給料や共済費、議員や各種委員報酬など、労働の対価として支払われる経費。

○扶助費

社会保障制度に基づき支出する経費。具体的には、生活保護費や児童手当などがあります。

○公債費

市が借り入れた市債（借金）を返済するための経費。

○物件費

旅費や需用費（消耗品費、光熱水費、修理等に要する経費等）、役務費（郵便や電話代など通信運搬に要する経費や手数料等）、委託料など消費的性格の経費。

○維持補修費

市が管理する公共施設、備品の維持や修繕に要する経費。

○補助費等

各種団体などに支出される補助金や負担金、公用車の自動車保険料や火災保険料などの経費。

○繰出金

会計間で他の会計へ支出するための経費。坂戸市では、一般会計から国民健康保険、土地区画整理事業などの特別会計へ繰り出しを行っています。

◎その他歳入関係

○利子割交付金

利子所得に対して県が徴収した税の一定相当額を市に交付するお金。

○配当割交付金

株の配当などに対して県が徴収した税の一定相当額を市に交付するお金。

○株式等譲渡所得割交付金

株等の譲渡所得などに対して県が徴収した税の一定相当額を市に交付するお金。

○法人事業税交付金

法人が行う事業に対して県が徴収した税の一定相当額を市に交付するお金。

○地方消費税交付金

消費税 10% のうちの 2.2% は地方消費税であり、徴収した地方消費税の一定相当額を県から市に交付するお金。

○環境性能割交付金

自動車の取得に対して県が徴収した税の一定相当額を市に交付するお金。

○地方特例交付金

税制改正に伴う住宅借入金等特別税額控除の特例措置等による減収に対応するため、国から交付されるお金。

○交通安全対策特別交付金

交通反則金の中から交通安全施設の整備に係る経費に充てる財源として、国から交付されるお金。

○国庫（県）支出金

特定の事業を行うために国（県）から交付されるお金。

◎その他歳出関係（款別）

○議会費

議会活動にかかる経費。

○総務費

市の全般的な管理事務にかかる経費。

○民生費

福祉全般にかかる経費。

○衛生費

保健衛生、ごみ処理等にかかる経費。

○労働費

雇用促進等にかかる経費。

○農林水産業費

農業委員会や、農業振興にかかる経費。

○商工費

商工業の振興、観光事業等にかかる経費。

○土木費

道路、公園、下水道整備等にかかる経費。

○消防費

消防・救急活動にかかる経費。

○教育費

学校教育、生涯学習、スポーツ振興等にかかる経費。

○予備費

当初想定していなかった予算外の緊急な支出が生じた場合や、予算計上額に不足が生じた場合に充当する経費。